

今後の進め方

＜全体方針＞

- ① 再処理施設、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設の設工認に係る説明については、まず、共通 1 2 による設備の構造設計等の説明を行う。

＜共通 1 2 による説明＞

（第一段）

- ② 共通 1 2 による設備の構造設計等の基本設計方針等の設計方針との整合性に係る説明方針、具体的設計等の示し方について、MOX の閉じ込め条文及びそれに関連する条文を題材として整理を行う。（第一段）
- ③ 共通 1 2 の説明にあたっては、00 資料における別紙 1 での基本設計方針、別紙 2 等での基本設計方針と添付書類の関係整理がベースとなるため、00 資料の別紙 1 の確認が一定程度行われていることが条件。第 1 回申請において別紙 1 の説明が行われているものは、それを前提とし、第 2 回で初だしの条文であっても当社の他の施設の第 1 回申請で別紙 1 の説明が行われているものは、それとの差異を明確にすることによって共通 1 2 の説明を行う。
- ④ MOX の閉じ込め条文及びそれに関連する条文を題材とし、まずはグローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）の項目をサンプルとして、資料構成や各資料での説明方針、具体的設計等の示し方について説明を行う。（共通 1 2 としての目的を達成可能かの確認）（第一段 第 1 ステップ）⇒5 月末資料提出、6 月上旬ヒア、その後 2～3 回繰り返し（1 か月程度を想定）
- ⑤ そのうえで、MOX の閉じ込め条文及びそれに関連する条文に対応する設備の構造説明等の資料として共通 1 2 を示す。（第一段 第 2 ステップ）（具体的設備設計が基本設計方針等の設計方針に沿ったものであることの確認）⇒6 月末頃資料提出、7 月上旬ヒア、その後 2～3 回繰り返し
- ⑥ 上記、共通 1 2 の確認において、添付書類の設計方針等の見直しが必要な点を抽出し、00 資料に反映する。00 資料への反映は、第一段 第 2 ステップを踏まえて行うこととし、第二段以降の共通 1 2 に同じ条文が関連する場合でも、一定の段階ごとに設計方針へのフィードバックを行う。

（第二段）

- ⑦ 第二段は、第一段を踏まえて再処理施設、MOX、廃棄物管理施設の中での今回の設工認での説明内容の前後関係等の関係性を踏まえて優先的に説明する項目を設定する。この際の前後関係等とは、共通 1 2 での説明以降の評価・解析等に係る設計方針、評価結果の説明等の全体を見据えたものを考える。
- ⑧ 今回の設工認での変更点としての説明が必要な設備数が最も多いのは再処理であり、これを合理的に説明するために類型化の考えを踏まえて説明を行うものの、耐震評価に係る説明が多いのが特徴である。そのため、耐震設計と関係する又は前提となる事項を優先的に説明することとする。
- ⑨ 具体的には、共通 1 2 の設計説明分類のうち、新規に設置する設備や改造等を行う設備で S クラス、B・C クラスで Ss 機能維持又は S クラスへの波及的影響の評価が必要な設備が関係する項目として、重大事故等対処設備、竜巻防護対策設備、溢水防護対策設備、火災防護設備、地下水排水設備、防護対象設備等があることから、これらを対象として同時期に並行して進められる

ボリューム感を考慮して第二段の説明対象を設定する。また、上記の項目の中で共通 1 2 の説明に入るための前提となる 00 資料別紙 1 に係る確認状況も踏まえるものとする。

- ⑩ 廃棄物管理施設は、再処理施設で説明すべき設備と同様の部分が多いことから、共通 1 2 の説明において、廃棄物管理施設に関連する事項であるか、再処理施設での説明と差異がないか等の説明を行うことで、再処理施設と併せて確認を行う。
- ⑪ MOX でも重大事故等対処設備に係る説明があるものの、第 2 回申請対象が設計基準と兼用となる換気設備のみであり、重大事故に係る説明方針の整理を行うには対象が限定的であるため、再処理での重大事故に係る共通 1 2 の説明方法等に係る整理を踏まえて第三段の対象とする。
- ⑫ 第二段の対象は、00 資料別紙 1 に係る確認が必要な「重大事故等対処設備」、「溢水防護対策設備」及び以前の共通 1 2 の説明で設計方針の修正等の課題のある「竜巻防護対策設備」を対象とする。なお、本対象では、廃棄物管理施設での差異等の廃棄物管理施設に関連する事項はない。
- ⑬ 共通 1 2 の説明に入るための前提の整理が必要な「重大事故等対処設備」、「溢水防護対策設備」については、第一段 ステップ 1 に係る説明が一定程度進んだ段階で共通 12 の前提となる整理のための⑭に示す資料等の提出、説明を行い、第二段の共通 12 の説明に繋げる。
- ⑭ 「重大事故等対処設備」については、共通 1 2 を示す前に以下を確認する。
 - ✓ SA 設備の構造設計等の 36 条を基軸とした説明分類の考え方（常設、可搬、屋外、屋内の組合せで分類できるかの整理。設計方針のベース（多様性・位置的分散、悪影響防止、環境条件等）は 3 6 条にあり、個別設備はこれを具体的設備に展開したもので、上記分類で構造設計等の説明できることの確認）
 - ✓ 上記を踏まえた共通 1 2 での資料 2、3 の整理方法
 - ✓ SA 設備に対する構造設計の妥当性を示すための評価を溢水等の DB と併せて示す項目の整理と SA での設計方針等の示し方（評価での確認事項を踏まえて構造設計等として示すべき内容の整理）⇒SA で説明する事項と DB と併せて説明する事項の整理等

（第三段）

- ⑮ 再処理施設（廃棄物管理施設）の地下水排水設備、火災防護設備、防護対象設備等、防護対象設備以外の設備、MOX の貯蔵、重大事故等対処設備、火災、警報、外部衝撃、安有を対象とする。

< 2 - 2 等の説明 >

【 2 - 2 等】

- ① 第一段の結果を踏まえ、MOX の閉じ込め及び関連条文を対象に、添付書類（00 資料別紙 4）及び設定根拠説明書により、添付書類での評価方針等と設定根拠の紐づけ、設定根拠の記載方針等の確認を行う。

以 上

【共通12説明】

参考

第一段

ステップ1

(6月中完了目標)

<MOX：閉じ込めを主条文とするグローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）の設計説明分類>

ステップ2

(7月中完了目標)

<MOX：閉じ込めを主条文とする設計説明分類>

第二段

重大事故、溢水、竜巻に係る共通12の前提整理

(7月中旬完了目標)

00資料への反映確認

<再処理：重大事故等対処設備、溢水防護対策設備及び竜巻防護対策設備に係る設計説明分類>

共通12

00資料への反映確認

第三段

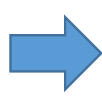
00資料

共通12

<再処理：地下水排水設備、火災、防護対象、その他（洞道）、その他（防護対象以外）、MOX：貯蔵、重大事故等対処設備、火災、警報、外部衝撃、安有に係る設計説明分類>

【2-2等の説明】

共通12を踏まえた00資料への反映確認



00資料等による2-2等の確認

MOXのケース

第一段

ステップ1
(6月中完了目標)

ステップ2
(7月中完了目標)

関係条文の中で下線（実線、破線）の条文は第一段と第二段で重複。
そのうち、実線下線の条文は、第三段で00資料への反映確認を行う。

臨界、材構については、別紙1の確認も対象

00資料への反映確認

- | | |
|---------------|-------------|
| <関係条文> | ・安全機能を有する施設 |
| ・ <u>臨界</u> | ・材構 |
| ・ <u>耐震</u> | ・搬送 |
| ・ <u>外部衝撃</u> | ・貯蔵 |
| ・閉じ込め | ・廃棄 |
| ・ <u>火災</u> | ・ <u>遮蔽</u> |
| ・ <u>溢水</u> | ・換気 |

第三段

警報、重大事故の別紙1

00資料

共通12

- | | |
|---------------|-------------|
| <関係条文> | ・安全機能を有する施設 |
| ・ <u>臨界</u> | ・材構 |
| ・ <u>耐震</u> | ・貯蔵 |
| ・ <u>外部衝撃</u> | ・警報 |
| ・ <u>火災</u> | ・ <u>遮蔽</u> |
| ・ <u>溢水</u> | ・重大事故 |

設計説明分類の設定の考え方（共通的な方針）

- ◆ 設計説明分類は、共通12における構造設計等の説明について、繰り返しの説明が可能な限り少なくなること、基本設計方針や添付書類での設計方針の適正化などに手戻りがないことを念頭に設定する。
 - ➡設計説明分類が増えれば、複数の分類で同じ基本設計方針等の設計方針に紐づけた構造設計等の説明が繰り返し行われることになる。分類を少なくすれば代表設備で構造設計等を説明するため、代表性に疑義が生じる場合が想定され、説明分類の内訳として説明する対象が増えることに繋がる。
- ◆ 新規、変更に関係なく、全体として構造設計等を説明するMOXにおける設計説明分類は、設備の設計を決めるベースとなる事項を要求する条文を主条文とし、この主条文を軸に、基本設計方針等の記載を踏まえて分類を設定する。
- ◆ 今回の設工認で変更が生じた事項を主に説明する再処理施設や廃棄物管理施設における設計説明分類は、新規に設置する設備とそれ以外に大きく分けて、新規に設置する設備については、その設備を設置するに至った条文を主条文とし、基本設計方針等の記載を踏まえて分類を設定する。
- ◆ また、それ以外については、設計条件の変更等に伴い耐震補強等の改造が発生する設備はあるものの、設備の設計の主たる事項に変更はなく、従前からの構造等により新たな要求に適合していることを評価等により確認するものである。そのため、これらは主条文を設定せず、関連する条文に対して従前での設計から変更ないことも含め資料2、3での構造設計等の説明イメージを考え、それにより同じ基本設計方針の展開の設備等、合わせて説明できる対象を同じ分類とする（上述のように可能な限り繰り返しがなく、手戻りがないことを念頭に）。

上記を踏まえ、現状の設計説明分類は、資料2や資料3での説明内容をイメージして、なるべく説明単位を纏めることを念頭に設定したものである。

共通 1 2 におけるMOX第 2 回設工認申請の設計説明分類

項目	設計説明分類	主条文	関連条文
1	グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）	第10条 閉じ込めの機能	第4条 核燃料物質の臨界防止
2	グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備		第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震による損傷の防止
3	換気設備		第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)
4	液体の放射性物質を取り扱う設備		第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他)(外部火災)(火山)
5	運搬・製品容器		第11条、第29条 火災等による損傷の防止
6	機械装置・搬送設備		第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止
7	施設外漏えい堰		第14条 安全機能を有する施設
8	洞道		第15条、第31条 材料及び構造 第16条 搬送設備 第17条 核燃料物質の貯蔵施設 第20条 廃棄施設 第22条 遮蔽 第23条 換気設備
9	ラック/ピット/棚	第17条 核燃料物質の貯蔵施設	第4条 核燃料物質の臨界防止 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震による損傷の防止 第11条、第29条 火災等による損傷の防止 第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止 第22条 遮蔽
10	消火設備	第11条 火災等による損傷の防止	第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震による損傷の防止
11	火災防護設備（タンバ）		第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止
12	火災防護設備（シャッタ）		第15条、第31条 材料及び構造 第18条 警報設備等
13	警報設備等	第18条 警報設備等	—
14	遮蔽扉、遮蔽蓋	第22条 遮蔽	第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震による損傷の防止 第11条、第29条 火災等による損傷の防止
15	その他（非管理区域換気空調設備、窒素ガス供給設備）	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)(外部火災)(火山)	第11条、第29条 火災等による損傷の防止
16	その他（被覆施設、組立施設等の設備構成）	第14条 安全機能を有する施設	第17条 核燃料物質の貯蔵施設
17	屋内・常設重大事故等対処設備	第30条 重大事故等対処設備	第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震による損傷の防止 第15条、第31条 材料及び構造 第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備

注) 関連条文等の下線は、複数の設計説明分類で重複する条文。これらについては、共通 1 2 の資料 2 等で基本設計方針が繰り返し説明対象となる。資料 2 では、基本設計方針に対して関係する設計説明分類を明確にするとともに、説明対象の設計説明分類とその後説明予定の設計説明分類との構造設計等での考慮事項などの関係する情報を示すことにより手戻りが発生しないようにする。

共通 1 2 説明ステップ^o（第一段）

	対象	資料 1	資料 2	資料 3
ステップ 1 (サンプル)	閉じ込めを主条文とする設計説明分類のうち、グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）	第2回申請 申請対象設備リストの対象設備 1 式	<p>第4条 核燃料物質の臨界防止 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震による損傷の防止 第10条 閉じ込めの機能、第21条 核燃料物質等による汚染の防止 第11条、第29条 火災等による損傷の防止 第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止 第14条 安全機能を有する施設 第15条、第31条 材料及び構造 第17条 核燃料物質の貯蔵施設 第22条 遮蔽</p> <p>※ステップ 1 では、共通 12 の纏め方などの確認を行うことを主眼とし、第6条、第27条 地震による損傷の防止及び第10条 閉じ込めの機能に着目して説明、確認を行う。</p>	資料 2 の対象となる条文の基本設計方針のうち、設計説明分類に関係するものを対象とした設計説明
ステップ 2	<p>閉じ込めを主条文とする設計説明分類（第2回申請 17分類中8分類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む） ◆ グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備 ◆ 換気設備 ◆ 液体の放射性物質を取り扱う設備 ◆ 運搬・製品容器 ◆ 機械装置・搬送設備 ◆ 施設外漏えい堰 ◆ 洞道 		<p>上記に加え、</p> <p>第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 第16条 搬送設備 第20条 廃棄施設 第23条 換気設備</p>	資料 2 の対象となる条文の基本設計方針のうち、設計説明分類に関係するものを対象とした設計説明

設計説明分類の設定の考え方（共通的な方針を踏まえた再処理としての設定方針）

- 再処理施設及び廃棄物管理施設の設計説明分類については、設計説明分類の設定の考え方（共通的な方針）を踏まえ、新規に設置する設備とそれ以外に大きく分けて設計説明分類を設定する。
- 新規に設置する設備に係る分類としては、設備の位置付けによる分類のうち、Aで新たな要求（新規基準で設計が追加された事項）に適合することを目的に新規に設置したものを対象の基本とし、「竜巻防護対策設備」、「溢水防護対策設備」、「化学薬品防護対策設備」、「火災防護設備」、「地下水排水設備」、「重大事故等対処設備」を設定する。設計説明分類としての分類メッシュについては、基本設計方針の構成や設計方針の記載程度を踏まえて決めた。
- 「竜巻防護対策設備」については、基本設計方針の構成等を踏まえ、「飛来物防護板」、「飛来物防護ネット」に分類し、設計説明分類を設定する。「火災防護設備」についても上記竜巻と同様に基本設計方針の構成等を踏まえ、「火災感知設備」、「消火設備」、「影響軽減設備」に分類し、設計説明分類を設定する。
- 「重大事故等対処設備」については、上記と同様に基本設計方針での設計方針が基本的に常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備に分けて展開していることを踏まえ、大きく2つに分類し、さらに、考慮すべき設計条件が屋外と屋内で外的事象を考慮するか設計方針が大きく分かれることを踏まえ、屋外、屋内に分類する。
 - ➡ 重大事故等対処設備の分類の考え方は、MOXでも同様の考え方で整理を進める
- それ以外に係る分類としては、設備の位置付けによる分類のうち、Aで新たな要求に適合することを目的に新規に設置した設備を除くもの及びB-1～B-4に該当するものを基本とし、「防護対象設備等」、「防護対象設備以外の設備」とする。
 - 耐震で基準地震動が変わったことによる既設のSクラス設備等の耐震設計やそれに伴う設備の改造等が必要となる設備の設計は「防護対象設備等」の分類として説明を行う。
 - また、竜巻、溢水のように基本設計方針で第1章共通項目、第2章個別項目として示しているものについては、対策設備等の個別の具体の設計方針を示している第2章の対象設備は、基本的に新規に設置した設備に該当することから、「竜巻防護対策設備の「飛来物防護板」、「飛来物防護ネット」、「溢水防護対策設備」等の分類として説明を展開する。第1章の設計方針を示しているものを「防護対象設備等」の分類として説明を展開する。
 - 竜巻で建屋に収納する対策により防護する設備や竜巻防護対策設備により防護される設備の設計は「防護対象設備等」の分類として説明を行う。

共通 1 2 における再処理第2回設工認申請の設計説明分類（現状案）

項目	設計説明分類	主条文	関連条文
1	竜巻防護対策設備（飛来物防護板）	<u>第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）</u>	第6条 地震による損傷の防止 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻以外）
2	竜巻防護対策設備（飛来物防護ネット）		第6条 地震による損傷の防止 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻以外） 第10条 閉じ込めの機能 第19条 使用済燃料の貯蔵施設等
3	溢水防護対策設備	<u>第12条 再処理施設内における溢水による損傷の防止</u>	第6条 地震による損傷の防止 第16条 安全機能を有する施設 第17条 材料及び構造
4	化学薬品防護対策設備	<u>第13条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止</u>	第6条 地震による損傷の防止
5	火災防護設備（火災感知設備）	<u>第11条 火災等による損傷の防止</u>	第6条 地震による損傷の防止 第16条 安全機能を有する施設
6	火災防護設備（消火設備）		
7	火災防護設備（影響軽減設備）		
8	地下水排水設備	<u>第6条 地震による損傷の防止</u>	第17条 材料及び構造

共通 1 2 における再処理第2回設工認申請の設計説明分類（現状案）（つづき）

項目	設計説明分類	主条文	関連条文
9	防護対象設備等	—	<p>第5条 <u>地盤</u>、第6条 <u>地震による損傷の防止</u> 第8条 <u>外部からの衝撃による損傷の防止</u> 第11条 <u>火災等による損傷の防止</u> 第12条 <u>再処理施設内における溢水による損傷の防止</u> 第13条 <u>再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止</u> 第14条 <u>安全避難通路等</u> 第16条 <u>安全機能を有する施設</u> 第17条 <u>材料及び構造</u> 第23条 <u>制御室等</u> 第27条 <u>遮蔽</u> 第29条 <u>保安電源設備</u> 第30条 <u>緊急時対策所</u> 第31条 <u>通信連絡設備</u></p> <p>第4条 <u>核燃料物質の臨界防止</u>（変更なし） 第10条 <u>閉じ込めの機能</u>、第26条 <u>使用済燃料等による汚染の防止</u>（変更なし） 第15条 <u>安全上重要な施設</u>（変更なし） 第18条 <u>搬送設備</u>（変更なし） 第19条 <u>使用済燃料の貯蔵施設等</u>（変更なし） 第20条 <u>計測制御系統施設</u>（変更なし） 第21条 <u>放射線管理施設</u>（変更なし） 第22条 <u>安全保護回路</u>（変更なし） 第24条 <u>廃棄施設</u>（変更なし） 第25条 <u>保管廃棄施設</u>（変更なし） 第28条 <u>換気設備</u>（変更なし）</p>
10	防護対象設備以外の設備	—	<p>第6条 <u>地震による損傷の防止</u> 第8条 <u>外部からの衝撃による損傷の防止</u> 第11条 <u>火災等による損傷の防止</u> 第12条 <u>再処理施設内における溢水による損傷の防止</u> 第13条 <u>再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止</u> 第14条 <u>安全避難通路等</u> 第16条 <u>安全機能を有する施設</u> 第21条 <u>放射線管理施設</u> 第23条 <u>制御室等</u> 第25条 <u>保管廃棄施設</u> 第27条 <u>遮蔽</u> 第29条 <u>保安電源設備</u> 第30条 <u>緊急時対策所</u> 第31条 <u>通信連絡設備</u></p> <p>第4条 <u>核燃料物質の臨界防止</u>（変更なし） 第10条 <u>閉じ込めの機能</u>、第26条 <u>使用済燃料等による汚染の防止</u>（変更なし） 第17条 <u>材料及び構造</u>（変更なし） 第18条 <u>搬送設備</u>（変更なし） 第19条 <u>使用済燃料の貯蔵施設等</u>（変更なし） 第20条 <u>計測制御系統施設</u>（変更なし） 第24条 <u>廃棄施設</u>（変更なし） 第28条 <u>換気設備</u>（変更なし）</p>

共通 1 2 における再処理第2回設工認申請の設計説明分類（現状案）（つづき）

項目	設計説明分類	主条文	関連条文
11	屋外・常設重大事故等対処設備	第36条 重大事故等対処設備	<p>第32条 地盤</p> <p>第33条 地震による損傷の防止</p> <p>第34条 津波による損傷の防止</p> <p>第35条 火災等による損傷の防止</p> <p>第37条 材料及び構造</p> <p>第38条 臨界事故の拡大を防止するための設備</p> <p>第39条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</p> <p>第41条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備</p> <p>第42条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>第44条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>第45条 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備</p> <p>第46条 電源設備</p> <p>第47条 計測設備</p> <p>第49条 監視測定設備</p> <p>第50条 緊急時対策所</p>
12	屋内・常設重大事故等対処設備		<p>第33条 地震による損傷の防止</p> <p>第35条 火災等による損傷の防止</p> <p>第37条 材料及び構造</p> <p>第38条 臨界事故の拡大を防止するための設備</p> <p>第39条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</p> <p>第41条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備</p> <p>第42条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>第44条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>第45条 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備</p> <p>第46条 電源設備</p> <p>第47条 計測設備</p> <p>第48条 制御室</p> <p>第49条 監視測定設備</p> <p>第50条 緊急時対策所</p> <p>第51条 通信連絡を行うために必要な設備</p>
13	屋外・可搬型重大事故等対処設備		<p>第34条 津波による損傷の防止</p> <p>第37条 材料及び構造</p> <p>第39条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</p> <p>第42条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>第44条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>第45条 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備</p> <p>第46条 電源設備</p> <p>第47条 計測設備</p> <p>第49条 監視測定設備</p> <p>第50条 緊急時対策所</p> <p>第51条 通信連絡を行うために必要な設備</p>
14	屋内・可搬型重大事故等対処設備		<p>第37条 材料及び構造</p> <p>第38条 臨界事故の拡大を防止するための設備</p> <p>第39条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</p> <p>第42条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>第44条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>第45条 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備</p> <p>第46条 電源設備</p> <p>第47条 計測設備</p> <p>第48条 制御室</p> <p>第49条 監視測定設備</p> <p>第50条 緊急時対策所</p> <p>第51条 通信連絡を行うために必要な設備</p>

共通 1 2 における廃棄物管理施設設工認申請の設計説明分類（現状案）

項目	設計説明分類	主条文	関連条文	
1	火災防護設備（火災感知設備）	第11条 火災等による損傷の防止	第6条 地震による損傷の防止 第12条 安全機能を有する施設	
2	火災防護設備（消火設備）			
3	火災防護設備（影響軽減設備）			
4	地下水排水設備	第6条 地震による損傷の防止	第13条 材料及び構造	
5	防護対象設備等	—	第5条 地盤、第6条 地震による損傷の防止 第7条 津波による損傷の防止 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 第12条 安全機能を有する施設 第20条 遮蔽 第23条3項 通信連絡設備（安全避難通路）	第10条 閉じ込めの機能、第19条 放射性廃棄物による汚染の防止（変更なし） 第11条 火災等による損傷の防止（変更なし） 第14条 搬送設備（変更なし） 第17条 受入れ施設又は管理施設（変更なし） 第18条 処理施設及び廃棄施設（変更なし） 第21条 換気設備（変更なし）
6	防護対象設備以外の設備	—	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 第12条 安全機能を有する施設 第20条 遮蔽 第22条 予備電源 第23条1, 2項 通信連絡設備 第23条3項 通信連絡設備（安全避難通路）	第5条 地盤、第6条 地震による損傷の防止（変更なし） 第10条 閉じ込めの機能（変更なし） 第11条 火災等による損傷の防止（変更なし） 第14条 搬送設備（変更なし） 第15条 計測制御系統施設（変更なし） 第16条 放射線管理施設（変更なし） 第18条 処理施設及び廃棄施設（変更なし） 第21条 換気設備（変更なし）

■：耐震 ■：共通・DB ■：S A ■：濃縮 ■：その他の面談/ヒアリング ■：審査会合関係

月日	5月			6月	
	29日 月	30日 火	31日 水	1日 木	2日 金
AM					
PM		14:00～ ・(再/廃) 入力地震動の策定に係るヒアリング ⇒入力地震動の算定に用いる地盤モデルに係る説明の全体像			13:30～ ・(再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング ⇒今後の進め方、審査会合資料での説明骨子
資料提出予定			・今後の進め方について ・共通12 申請対象設備の類型分類及び構造設計等について ・(M) 本文、添付書類、補足説明項目への展開 (閉込00-02) ・(M) 本文、添付書類、補足説明項目への展開 (換気00-02) ・(M) 本文、添付書類、補足説明項目への展開 (貯蔵00-02) ・(M) 本文、添付書類、補足説明項目への展開 (廃棄00-02) ・(M) 本文、添付書類、補足説明項目への展開 (搬送00-02)	・審査会合資料での説明骨子 (説明項目目次)	・入力地震動の策定に係るデータ (表層地盤の物性値等) (AM 10:00目途)
月日	6月				
	5日 月	6日 火	7日 水	8日 木	9日 金
AM					10:30～ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング ⇒今後の進め方、審査会合資料に係る確認 (面着希望)
PM		13:30～ ・(再/廃) 入力地震動の策定に係るヒアリング ⇒表層地盤の物性値等	13:30～ (再/廃/M) 共通12ヒアリング		
資料提出予定				・入力地震動の策定に係る資料 (岩盤の物性値等、岩盤の非線形性、岩盤の減衰定数、表層地盤の物性値等 (流動化処理土)) ・審査会合資料 (案) ・今後の進め方について⇒7日のヒアリングを受けて軌道修正する必要がある場合	
月日	6月				
	12日 月	13日 火	14日 水	15日 木	16日 金
AM					
PM	13:30～ ・(再/廃) 入力地震動の策定に係るヒアリング ⇒岩盤の物性値等、岩盤の非線形性、岩盤の減衰定数、表層地盤の物性値等 (流動化処理土)	13:30～ ・(再/廃/M) 審査会合資料ヒア			13:30～ ・(再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング ・審査会合資料ヒア
資料提出予定	・審査会合資料 (案)			・審査会合資料 (案) ・今後の進め方について⇒軌道修正や情報追加等する必要がある場合	・共通12 申請対象設備の類型分類及び構造設計等について (仮)